

記載例3

転勤・転職の場合

※「特別徴収継続」とは、転勤等により勤務先が変わった場合、旧事業所で徴収されなかった税額を新事業所で引き継ぎ徴収して納入する方法です。

受付印

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

熊本市長宛		令和5年9月8日提出		所在地 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1		特別徴収義務者 指定番号 900-123-45		宛名番号 17		所属 総務課		氏名 肥後 梧		電話 096-328-1111 内線(2183)	
フリガナ クマモト タロウ		氏名 熊本 太郎		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 156,000 円		(イ) 徴収済額 6 月から 8 月まで 39,000 円		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 117,000 円		異動年月日 R5 年 8 月 30 日		異動の事由 1. 退職・長 2. 転勤・職 3. 死・併 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. その他 事由・理由		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
個人番号 123456789123		受給者番号 12345		1月1日現在の住所 熊本市中央区本丸1-1		異動後の住所 同上									

第十八号様式(用紙日本産業規格A4)(第十条関係)

税額通知書でお知らせしました指定番号、宛名番号を記入してください。

特別徴収を継続する新事業所で、すでに熊本市の特別徴収の指定番号があれば記入してください。

1. 特別徴収継続を選択された場合は、1. 特別徴収継続の場合欄に新しい特別徴収先を記入してください。

特別徴収を継続する事業所に開始月、毎月の税額を連絡してください。

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 13,000 円を 9 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指定番号 900-543-21	法人番号 1234567891234	所在地 〒123-4567 東京都新宿区花畑1丁目1-1	受給者番号 98765
フリガナ	氏名又は名称 △△株式会社	担当者連絡先 所属 人事課 氏名 佐藤一郎 電話 0426-26-3111 内線()	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) ☐ 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。	
理由 ☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ☐ 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄	
理由 ☐ 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため ☐ 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため ☐ 3. 死亡による退職であるため			